

在チェンマイ日本国総領事館 文化啓発品 貸出規定

2018年4月
在チェンマイ日本国総領事館

1. 貸出品使用申請書及び借受書を最低1週間前までにご提出ください。
(借用の目的、行事の日程、使用場所、借用期間、使用計画を明記してください。)
2. 貸出品の引き渡し、維持、管理及び返却に要する費用は、借受人に負担頂きます。
3. 貸出品は、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な利用に努めて下さい。
4. 貸出品は転貸しないで下さい。
5. 貸出品は、貸出の目的以外の目的のために使用しないで下さい。
6. 貸出品は、貸出の際に想定された場所以外での使用はしないで下さい。
7. 貸出品は、貸出期間満了までに、当館にご返却下さい。
8. 当館が必要とする場合、貸出品の使用実績について報告を行って頂くことがあります。
9. 貸出品について、貸出条件に違反した場合には、返還を求める場合があります。
10. 貸出品を破損または紛失した場合には、当館にすみやかに報告し、その旨及び理由についての詳細な報告書を提出ください。また、借用者に補修、補填費用(日本円価格)を負担の上、全ての借用品を返還していただきます。
11. 貸出品の原状に如何なる変更も加えずに、注意して取り扱ってください。
12. 以下の貸し出し品については、下記の方法で洗濯・洗浄してください。
衣類 : 洗濯(ドライ・クリーニング)
履き物 : 使用後に上部、底部とも水拭き
毛筆 : 形状維持のため、水洗い後、干して乾燥

ご不明な点については当館広報文化班に照会ください。

当館電話番号: 052-012500